

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和 31 年 12 月 1 日条例第 19 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 の規定に基づき、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により設置してある行政委員会、附属機関、選挙事務執行機関等の非常勤の委員その他の構成員及び寒川町の非常勤の職員として定めた職にある者(以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(報酬額)

第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給区分及び報酬額を日額 8,700 円と定める職であって、1 日の勤務時間が 4 時間以内の場合には、その報酬額を 5,000 円とする。ただし、当該職にある者が、弁護士、医師、大学教授その他町長が認める者である場合にはこの限りでない。

(報酬の支給方法)

第 3 条 報酬は、月額又は年額として定められた者はその職についた日から(団体の長は当該団体で選挙された日から)、日額として定められた者はその勤務日数に応じてそれぞれ支給する。

2 月額又は年額として定められた者が、任期満了、辞職等によりその職を離れたときはその日まで(年額についてはその月まで)の報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。

3 月額又は年額として定められた者が、死亡したときは、死亡した日の属する月(月額として定められた者が死亡し、その日が任期満了の月に属するときは、任期満了の日)までの報酬を支給する。

4 前 3 項の規定により報酬を支給する場合において月額として定めた者がその月の

初日から支給する以外るとき、又はその月の末日まで支給する以外るときは、日割計算により支給する。この場合、年額として定められた者についても月額計算について準用する。

- 5 報酬は、月額と定めた者については毎月 25 日までに、年額と定めた者については 6 月、9 月、12 月及び 3 月に等分してそれぞれの末日までに支給する。日額と定められた者については、その勤務した月の翌月の 10 日までに支給する。

(費用弁償)

第 4 条 非常勤職員が職務を行うため旅行した場合には、別表第 2 に定める額を費用弁償として支給する。

- 2 費用弁償の支給方法については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

第 5 条 非常勤職員のうち、町外に住所を有する者で、町長が特に必要と認めるものが住所地又は勤務地から会議等に参加するために交通機関を利用した場合は、その料金の実費を支給することができる。

附 則

この条例は、昭和 31 年 12 月 1 日から施行する。

～略～

附 則 (平成 25 年 3 月 27 日条例第 6 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

番号	職名	支給区分	報酬額
1	教育委員会委員長	月額	60,000円
2	教育委員会委員	同	51,500円
3	選挙管理委員会委員長	同	25,000円
4	選挙管理委員会委員	同	21,500円
5	農業委員会会長	同	32,000円
6	農業委員会委員	同	26,100円
7	議見を有する監査委員	同	143,300円
8	議会選出監査委員	同	87,000円
9	固定資産評価審査委員会委員	日額	8,700円
10	国民健康保険運営協議会委員	同	8,700円
11	特別職報酬等審議会委員	同	8,700円
12	総合計画審議会委員	同	8,700円
13	民生委員推薦会委員	同	8,700円
14	公務災害補償等認定委員会委員	同	8,700円
15	公務災害補償等審査会委員	同	8,700円
16	スポーツ推進委員	同	8,700円
17	社会教育委員	同	8,700円
18	青少年指導員	同	8,700円
19	文化財保護委員会委員	同	8,700円
20	投票所の投票管理者	1選挙につき	26,800円
21	期日前投票所の投票管理者	日額	23,700円
22	開票管理者	1選挙につき	26,800円
23	選挙長	同	30,700円
24	投票所の投票立会人	日額	15,800円
25	期日前投票所の投票立会人	同	13,900円
26	開票立会人	1選挙につき	9,400円
27	選挙立会人	同	9,400円
28	選挙管理委員会委員補充員	日額	8,700円
29	保育園運営委員会委員	同	8,700円
30	美化センター運営委員会委員	同	8,700円
31	青少年問題協議会委員	同	8,700円
32	防災会議委員	同	8,700円
33	公務災害等見舞金審査会委員	同	8,700円
34	地震災害警戒本部員	同	8,700円

35	下水道運営審議会委員	同	8,700円
36	学校医	年額	245,800円
37	学校薬剤師	同	81,900円
38	民生嘱託員	同	117,700円
39	交通指導員	同	184,300円
40	住居表示審議会委員	日額	8,700円
41	産業医	月額	54,200円
42	土地区画整理審議会委員	日額	8,700円
43	土地区画整理評価員	同	8,700円
44	土地区画整理審議会委員選挙立会人	1選挙につき	9,400円
45	スポーツ推進審議会委員	日額	8,700円
46	都市計画審議会委員	同	8,700円
47	介護認定審査会委員(医師又は歯科医師である者)	同	27,000円
48	介護認定審査会委員(医師及び歯科医師以外の者)	同	21,000円
49	個人情報保護制度運営審議会委員	同	8,700円
50	個人情報保護審査会委員	同	8,700円
51	情報公開制度運営審議会委員	同	8,700円
52	情報公開審査会委員	同	8,700円
53	環境審議会委員	同	8,700円
54	寒川町史編集委員	同	12,000円
55	介護給付費等の支給に関する審査会委員(医師である者)	同	27,000円
56	介護給付費等の支給に関する審査会委員(医師以外の者)	同	19,600円
57	介護保険運営協議会委員	同	8,700円
58	国民保護協議会委員	同	8,700円
59	文書館運営審議会委員	同	8,700円
60	まちづくり推進会議委員	同	8,700円

別表第2(第4条関係)

区分	費用弁償の額
A 別表第1に掲げる者のうち1号から9号までの者	特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)に定める職員の旅費の例による。
B 別表第1に掲げる者のうち10号から59号までの者	寒川町職員の旅費に関する条例(昭和38年寒川町条例第7号)に定める8級の職員の旅費の例による。